

被害者等支援計画

平成30年3月

仙台空港鉄道株式会社

被害者等支援計画

1 被害者等支援の基本的な方針

当社では、安全基本方針の理念の元、安全で安定した輸送を継続して提供し、お客さまが安心して快適にご利用いただけるよう、安全目標を掲げ、その目標達成に向けて取り組んでいます。

具体的には、安全重点施策である安全設備の導入とそれら機器の的確な保守点検作業等の推進及び社員に対する安全教育・訓練の実施や他会社が行うこれら訓練等への積極的な参加ならびに踏切事故発生防止に向けた啓発活動への参加等であります。

平成 19 年の開業以来安全に対するハード・ソフト両面での強化に努めることで特に人的被害に直結する可能性が高い重大インシデント発生“ゼロ”を継続しています。

安全基本方針

- 1 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- 2 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- 3 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- 4 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをします。
- 5 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な措置をとります
- 6 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- 7 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

安全目標

お客さま、社員の死傷事故“ゼロ”を目指します
重大事故の発生“ゼロ”を目指します

以上のように、当社にとって、本計画が必要となる事態とならない体制やシステムを構築することこそが究極の目標であります。

しかしながら、万が一お客さまの人命に係わる重大な事故が発生した場合においては、企業としての社会的責任を全うするため被害者及び家族に寄り添い、誠心誠意対応して参ります。なお、被害者及び家族等への支援については、国土交通省の「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に則り、以下のとおり計画を策定します。

2 被害者等支援の基本的な実施内容

(1) 事故発生直後の体制

本社に社長を中心とした事故対策本部を立ち上げます。

(2) 情報提供

対策本部内に被害者の家族等から連絡を受ける窓口を設置する等体制を整え、問い合わせ専用電話番号を当社ホームページ等でご案内いたします。

身元、安否情報については、国土交通省、地方公共団体、警察機関、救助機関、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、当社においても情報収集に努め被害者の家族等へ可能な限り提供するよう努力いたします。

○お客さまに関する情報及び安否に関する情報のお問い合わせにあたって、お問い合わせ頂いた方の住所や連絡先、ご本人との関係など必要な確認を行い、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に取り扱います。

○被害にあわれたご本人やその家族から、ご本人及び家族に関する情報について非公開の申出を頂いた場合はその意思に沿った取扱いといたします。

(3) 事故現場等における対応

被害者の家族等が事故現場を確認し滞在する場合、移動や宿泊等の必要に応じた支援を行います。また、可能な限り事故現場、病院等に社員を配置し被害者及び家族等の支援を行います。

(4) 継続的な対応

被害者及び家族が、再び平穏な生活を取り戻すことができるようそれぞれの被害者及び家族の状況やニーズに留意し、地方公共団体、医療機関等と連携を図りながら心身面での支援を行って参ります。

また、事故の再発防止策に関する情報は可能な限り被害者及び家族等に提供して参ります。

3 被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 体制の確立（別紙 1）

事故発生直後においては、事故対策本部を設置し、併発事故や二重災害の防止に努めます。

また、被害に遭われた方々の対応を最優先に現地において被害に遭われた方々やその家族等のご案内やお問い合わせ対応などができるよう支援体制の構築に努めるとともに、被害者及びその家族等に継続的な支援・対応等を行う担当窓口を設置します。

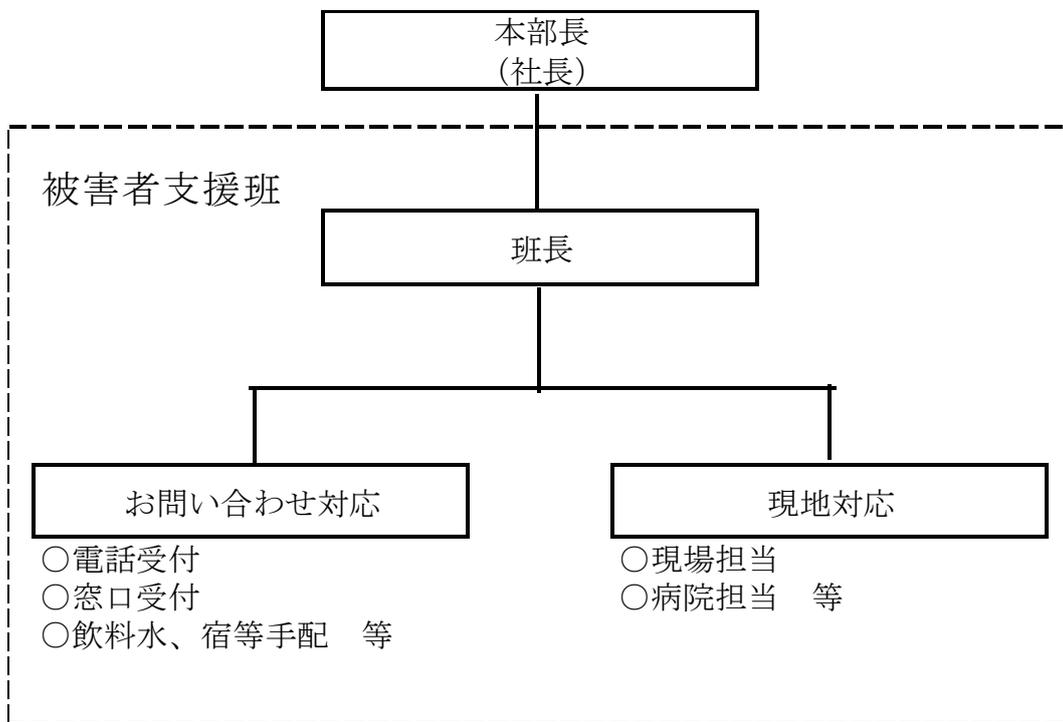
なお、必要が認められる場合は、宮城県や地方公共団体、各関係機関へ協力を要請します。

(2) 研修・教育・訓練等

万が一の事故が発生した場合を想定し、お客さまの避難誘導や事故復旧をはじめ、被害者やその家族等を支援するための訓練、研修を定期的実施して参ります。

また、消防など外部の専門的機関の協力も頂きながら、応急手当能力の向上を目的とした救命講習なども適宜実施して参ります。

(1) 事故発生初動体制図



(2) 継続的な対応体制図

